

自治体支援について



内閣府 (防災担当)

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ (第3回)
令和6年8月7日 (水)

令和6年能登半島地震における政府の対応等①

- 発災後、速やかに緊急参集チームが招集され、総理指示のもと各省連携して初動対応にあたるとともに、当日中に非常災害対策本部及び非常災害現地対策本部を設置し、連日災害対応にあたってきたところ。
- プッシュ型の物資支援については、物資調達・輸送班を内閣府防災に設置し、関係省庁と連携して対応してきた。

<1月1日>

- 16:11 官邸対策室設置、緊急参集チーム招集
- 16:15 総理指示発出

- ・国民に対し、津波や避難等に関する情報提供を適時的確に行うとともに、住民避難等の被害防止の措置を徹底すること
- ・早急に被害状況を把握すること
- ・地方自治体とも緊密に連携し、人命第一の方針のもと、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むこと

- 16:45 災害派遣要請（石川県知事→陸自第10師団長）
- 17:30 特定災害対策本部設置（本部長：防災担当大臣）
- 20:00 特定災害対策本部会議開催
- 20:00 古賀副大臣／内閣府調査チーム石川県庁に向け出発
- 22:40 非常災害対策本部会議設置（本部長：内閣総理大臣）
- 23:22 古賀副大臣石川県庁到着／非常災害現地対策本部設置（本部長：古賀副大臣）
災害救助法を適用（新潟県、富山県、石川県、福井県で35市11町1村に適用）
- 23:35 総理ぶら下がり会見

プッシュ型物資支援を開始

2日 石川県産業展示館（広域物資輸送拠点、金沢市）に到着

3日01時 穴水町に到着

<1月2日>

- 非常災害対策本部会議開催（1月25日までに本部会議を15回開催）
- 被災者生活再建支援チーム設置（以降、随時開催）

令和6年能登半島地震における政府の対応等②

<1月6日>

被災者生活再建支援法を適用（1月25日までに新潟県、富山県、石川県で23市町に適用）

<1月9日>

予備費47.4億円の使用を閣議決定（プッシュ型物資支援関係）

<1月11日>

激甚災害(本激)の指定を閣議決定（同日公布・施行）

特定非常災害の指定を閣議決定（同日公布・施行） ※運転免許や事業報告書提出の延長等

<1月14日>

岸田総理大臣による能登半島地震に係る被災状況視察及び意見交換（石川県）

<1月19日>

大規模災害からの復興に関する法律に基づく非常災害の指定を閣議決定（同日公布・施行）

※災害復旧事業等の代行

<1月25日>

第15回非常災害対策本部会議で被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージを決定

<1月26日>

予備費第2弾として1,553億円の使用を閣議決定（パッケージ関係）
（被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージの財源）

<2月1日>

令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部設置（本部長：内閣総理大臣）

<2月16日>

令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部（第2回）開催

<2月24日>

岸田総理大臣による能登半島地震に係る被災状況視察及び車座対話（石川県）

令和6年能登半島地震における政府の対応等③

<3月1日>

令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部（第3回）開催
予備費第3弾として1,167億円の使用を閣議決定
(被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージの財源)

<3月22日>

令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部（第4回）開催

<4月23日>

令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部（第5回）開催
予備費第4弾として1,389億円の使用を閣議決定
(被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージの財源)

<5月31日>

令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部（第6回）開催

<6月10日>

令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部（第7回）開催

<6月28日>

令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部（第8回）開催

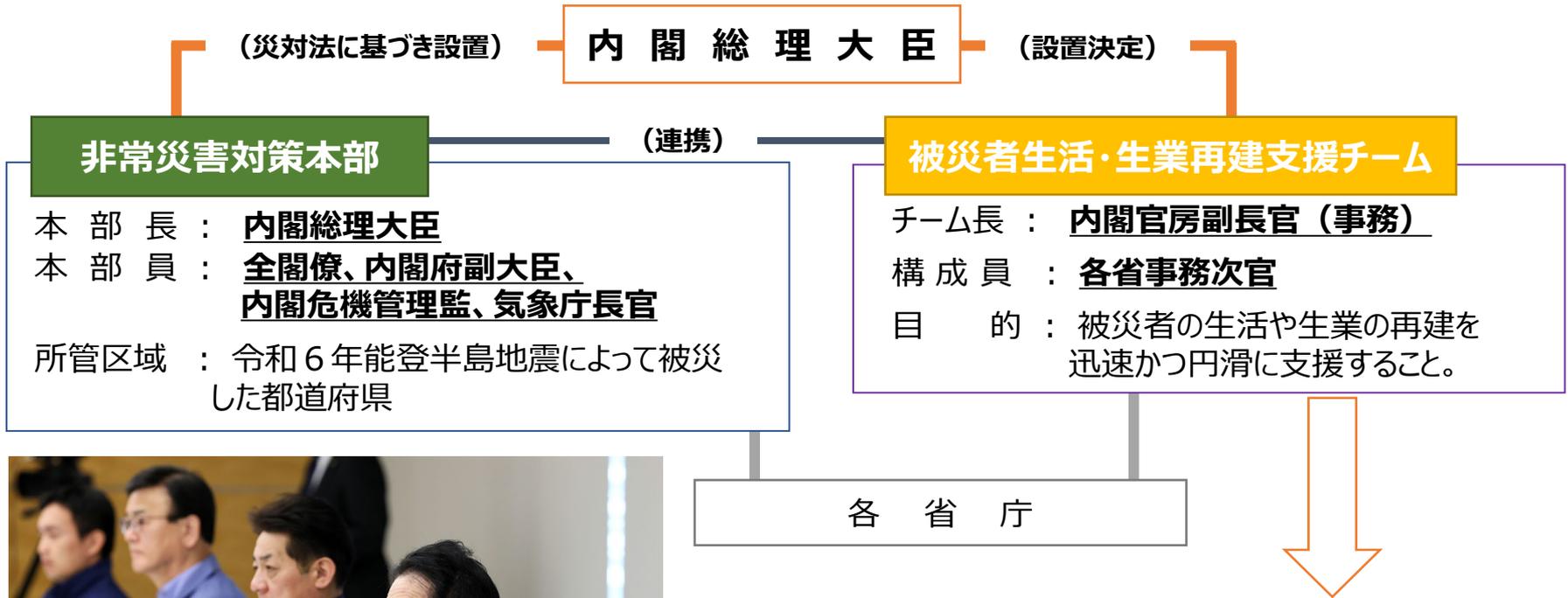
※現在も対応を継続中。



令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部（第8回）

政府の体制

- 令和6年1月1日16時10分の地震を受け、同日、災害対策基本法第24条第1項の規定に基づき、「令和6年能登半島地震非常災害対策本部」を設置。
- 同日、同本部に、「令和6年能登半島地震地震非常災害現地対策本部」を設置。
- 1月2日、内閣総理大臣決定により、内閣官房副長官を長とする「被災者生活・生業再建支援チーム」を設置。



第1回非常災害対策本部会議（岸田内閣総理大臣出席）

- ・第15回非常災害対策本部会議で被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージを決定
- ・予備費第2弾として1,553億円、
予備費第3弾として1,167億円
予備費第4弾として1,389億円の使用を閣議決定
（被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージの財源）

被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ

基本方針

- 能登地方を震源とする最大震度7の地震により、広い範囲にわたって甚大な被害が生じた。政府は防災直後から、警察、消防、自衛隊を被災地に派遣し、救命救助、捜索活動に当たるとともに、現地対策本部を設置して、道路の啓開やプッシュ型支援等による物資の支援など政府一体となって災害応急対策に取り組んできたが、今なお多くの方が厳しい避難生活を余儀なくされている。
- 「先が見えない」という現地の皆様の不安に応えるとともに、被災された方々が再び住み慣れた土地に戻って来られるよう、そして、一日も早く元の平穏な生活を取り戻すことができるよう、ここに、緊急に対応すべき施策を「被災者の生活と生業(なりわい)支援のためのパッケージ」として取りまとめた。
- 施策を実行するために必要となる財政措置については、令和5年度・6年度の予備費を活用し、復旧・復興の段階に合わせて、数次にわたって機動的・弾力的に手当てする。
- 被災地の声しっかりと耳を傾けながら、「被災地・被災者の立場に立って、できることはすべてやる」という決意で、被災者の生活と生業(なりわい)の再建支援に全力で取り組む。

緊急対応策(主なもの)

(1) 生活の再建

被災地の方々の命と健康を守るため、避難所等における生活環境の改善を図るとともに、住み慣れた土地に再び戻って来ることができるよう、(3)の道路、水道、学校施設等の復旧とあわせて、住まいの確保を図る。

○避難所等における生活環境の改善

- ・必要物資の支援(被災地のニーズに応じ、プッシュ型からプル型に移行)

○命と健康を守るためのホテル・旅館等への二次避難

- ・利用額の基準を特例的に引上げ(7,000円⇒10,000円)
- ・要配慮者等にきめ細かく対応
 - －福祉タクシー、高齢者施設等の活用
 - －介護職員等の応援派遣やDMAT、DWAT等と連携し、医療・介護・福祉ニーズに対応
 - －保育所、学校等に関する情報の提供
 - －孤立集落からの避難、被災地と二次避難所間の交通の確保
- ・被災地における防犯カメラの設置、パトロール強化等の防犯対策

○住み慣れた土地に戻るための住まいの確保

- ・罹災証明書の早期交付のため被害認定調査の簡素化・人的支援
- ・住宅の応急修理に対する支援
- ・倒壊家屋の解体・撤去支援、災害廃棄物の処理の円滑化
 - －全壊家屋に加え、特例的に半壊家屋も解体支援(自己負担ゼロ)
 - －所有者不明空家の解体について民法の新制度(所有者不明建物管理制度)等の積極的活用
- ・被災者ニーズに応じた応急仮設住宅の供与等
 - －プレハブ仮設等に加え、地域型の木造仮設住宅の活用
- ・自力での再建・補修等を支援
 - －被災者生活再建支援金(最大300万円)の迅速な支給

○切れ目のない被災者支援

- ・見守り・相談などにより被災者に寄り添って支援
 - －在宅高齢者等への戸別訪問
 - －仮設住宅に入居する被災者等の見守り・相談支援等
- ・医療・介護等の自己負担・保険料の減免
- ・通園・通学支援、学習・就学支援(学びを継続するための環境整備等)、心のケア等
- ・特定非常災害への指定(運転免許証の有効期間の延長等)
- ・インターネット上の偽情報・誤情報対策

○金融支援・税制上の対応等

- ・預金通帳を紛失した場合の柔軟な対応
- ・保険金支払い等の迅速化
- ・生活福祉資金貸付の貸付対象を被災世帯に拡大・貸付要件の緩和等
- ・国税・地方税の申告・納付等の期限の延長等
- ・雑損控除の前倒し適用等(与税調の検討の結果を踏まえ、適切に措置)
- ・住民税全額免除水準の場合の物価高対策支援(10万円給付+こども加算)の適用

- 地方公共団体における様々な被災者需要を的確に把握し、適切に地方財政措置

(2) 生業の再建

地域経済を支える中小・小規模事業者、農林水産業、伝統産業、観光業における、雇用の維持や事業継続の支援を手厚く講じ、持続可能な地域経済の再生を図る。

○中小・小規模事業者の支援

- ・施設等の復旧を支援(なりわい再建支援事業(補助率3/4等、最大3億円又は15億円))
 - ※多重被災事業者は、石川:最大5億円、富山・福井・新潟:最大1億円までは定額補助可
- ・小規模事業者の雇員開拓を支援(災害支援枠(補助率2/3等、最大200万円))
- ・商店街の再生支援(アーケード・住居灯等の復旧、賑わい創出支援)
- ・伝統産業の事業継続に必要な道具や原材料の確保等、迅速な事業再開の後押し
- ・コロナ債務返済負担軽減策(リスク時の追加保証料ゼロ、劣後ローンにおける金利優遇措置、二重債務問題への対応等)
- ・資金繰り支援(日本政策金融公庫:別枠3億円、金利0.9%引下げ(上限・期間あり)等)
- ・能登半島産品の販売促進支援(特設サイト、販促イベント)

○農林漁業者の支援

- ・被災した農業用機械等の再建支援(農業用機械、農業用ハウス・畜舎、共同利用施設、木材加工流通施設、特用林産振興施設等の再建・修繕への支援(補助率1/2等))
- ・営農再開に向けた支援(種子・種苗等の資材調達、繁殖用の牛・豚の再導入等)や、被災農家等の柔軟な雇用による人手の確保
- ・被災農林漁業者の資金繰り支援(貸付当初5年間の実質無利子化等)
- ・景観にも配慮した棚田の復旧や観光とも連携した持続可能な里山づくり
- ・漁船等の復旧、漁場環境の回復への支援や、地域の将来ビジョンの下での里海資源を活かした海業振興等

○観光復興に向けた支援

- ・風評対策として、観光地や交通機関の現状に関する正確な情報の発信、観光プロモーションの重点的実施(2~3月)。
- ・「北陸応援割」(3~4月、補助率50%、最大20,000円/泊)。「能登地域については、復興状況を見ながら、より手厚い旅行需要喚起策を検討。」
- ・ふるさと納税の積極的な活用による特産品販売、旅行等の促進
- ・観光関連事業者の支援(なりわい再建支援事業等の活用)(再開)
- ・能登地域の観光拠点・観光資源の再生に向けて、観光地の復旧計画の策定・実行支援、まちづくり支援、コンテンツ造成の支援等。

○地域の雇用対策等

- ・雇用調整助成金の助成率引上げ(中小企業2/3~4/5、大企業1/2~2/3)、支給日数延長(100日/年→300日/年)等
- ・災害によって事業所が休止した場合等にも雇用保険の失業手当支給

(3) 災害復旧等

国の権限代行等により公共土木施設等の迅速な災害復旧等を推進し、将来に希望を持てる復興まちづくりを推進する。

○迅速な災害復旧

- ・公共土木施設等
 - －激甚災害(本敷)への指定、公共土木施設(道路・河川等)や農林水産業施設等の災害復旧等
 - －大規模災害復興法に基づく非常災害への指定
 - －国による権限代行等(災害復旧工事等:道路(能越自動車道)、河川・砂防(河原田川)、港湾、漁港等)
 - －能登空港、のと鉄道等の早期復旧(道路管理者など関係者との連携も確保)
 - －TEC-FORCE、MAFF-SAT等による人的・技術的支援
- ・公共・公益施設等
 - －医療施設、水道施設、学校施設、社会教育施設、社会福祉施設、文化財、放送・通信設備等の災害復旧
 - ※水道は4月以降に引き上げる補助率の前倒し適用、上下水道一体での早期復旧の推進
 - ※全国の地方公共団体からの技術者派遣、関係団体と連携した支援体制の構築

○復興まちづくり

- ・復興まちづくりの計画策定に向けた調査支援、国・URなどの支援体制確保
- ・公共施設と隣接地等の一体的な液状化対策

○令和6年能登半島地震についての緊急調査

令和6年能登半島地震 非常災害現地対策本部の役割及び体制

- 現地対策本部は、石川県庁と緊密に連携しながら、被災地からの情報集約を行うとともに、関係機関との調整を行い、災害対応や復旧・復興に向けての取組を推進。
- インフラ、物資、生活支援、なりわい再建に関する4つのチームを編成。
- 輪島市、珠洲市など6市町にも政府職員を派遣し、連絡調整体制を強化。
- 県幹部（知事、副知事等）を交えた定例会議の開催。オンラインで、地元首長からの意見も聞き取り。

国からの派遣

- ・石川県庁 約300名(ピーク時)
- ・6市町 約500名(ピーク時)
- ※各省リエゾンを含む

現地対策本部長
古賀内閣府副大臣、平沼政務官

現地対策副本部長
西田総務大臣政務官

総括

審議官(内閣府)

被災自治体(リエゾン)

審議官(総務省)

<現対本部総括> <被災地情報集約> <関係機関調整>

インフラチーム

審議官(国交省)

道路： 国交
上下水道： 厚労、国交、
農水、環境
電気： 経産
通信放送： 総務
仮設住宅： 内閣府、国交
廃棄物、し尿処理： 環境

物資チーム

審議官(経産省)

物資管理： 内閣府、経産
物資運搬： 国交、防衛

生活等支援チーム

審議官(内閣府)・局長(厚労省)

避難所、NPO・ボランティア： 内閣府
住まい(みなし仮設、仮設住宅)： 内閣府、国交
健康医療介護衛生： 厚労
水回りサービス(FTS他)： 内閣府
学校・子供： 文科、厚労、こども
食事： 農水、厚労

なりわい再建チーム

審議官(内閣府)・参事官(経産省)

中小企業・伝統産業： 経産
農林水産業： 農水
観光産業： 国交

市町現場情報

※役職はピーク時のもの
※省庁名は主な省庁を記載

珠洲市

輪島市

七尾市

能登町

穴水町

志賀町

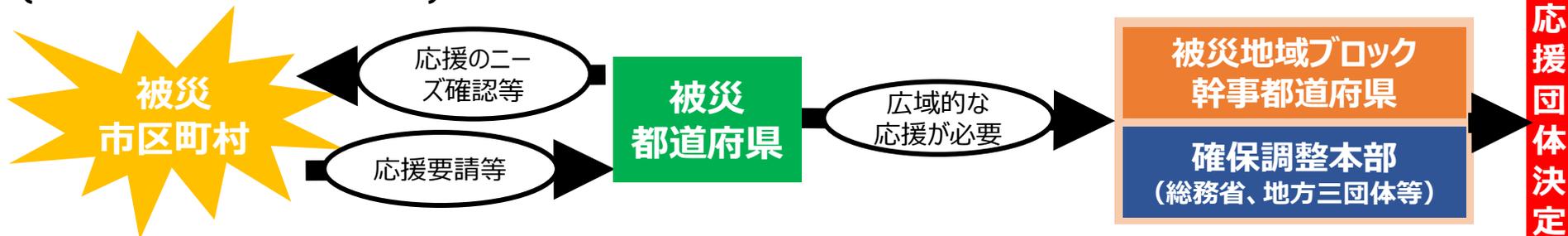
自治体等に対する主な支援

○ 関係府省庁の調整・依頼等を通じた自治体等に対する支援については、人命救助活動、医療活動、インフラ・ライフライン復旧や災害廃棄物処理等の様々な分野で支援を実施。

主な取組・支援	主な支援団体等
人命救助・捜索活動	広域緊急援助隊（警察庁）、緊急消防援助隊（消防庁）、自衛隊、海上保安庁
医療支援 保健活動 感染症対策	DMAT（災害派遣医療チーム）、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、 DICT（日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム）、自衛隊 等
災害マネジメント支援	自治体職員派遣（総括支援チーム）他
避難所運営（給食・入浴支援） 罹災証明書の交付支援 物資管理・輸送支援	自治体職員派遣（対口支援チーム）、自衛隊 等
給水支援 インフラ調査復旧支援 能登鉄道七尾線復旧支援 農地・農業用施設調査等 漁港施設調査等	（公社）日本水道協会、TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）、自衛隊、 RAIL-FORCE（（独）鉄道・運輸機構 鉄道災害調査隊）、国土技術政策総合研究所、 国立研究開発法人 土木研究所、国立研究開発法人 建築研究所、 国立研究開発法人 港湾空港技術研究所、土地改良事業団体連合会、 （一社）水産土木建設技術センター、MAFF-SAT（農林水産省サポート・アドバイス・チーム） 等
被災建築物応急危険度判定 被災宅地危険度判定	全国被災建築物応急危険度判定協議会、自治体職員派遣、TEC-FORCE等（国土交通省）
災害廃棄物処理支援	災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク） D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク） 等
学校再開に向けた支援 （スクールカウンセラー及び 教職員派遣）	（一社）日本臨床心理士会 各都道府県・指定都市教育委員会
被災ペット支援	（公社）日本獣医師会、自治体職員派遣

応急対策職員派遣制度について（平成30年3月創設）

〔 応援団体決定までの流れ 〕



（1）総括支援チームの派遣（災害マネジメント支援）

- 対口支援に先立つ先遣隊として、被害状況、応援職員のニーズを確認
- 被災市区町村の災害マネジメントを支援
※ 災害が発生するおそれでも派遣できる。

＜総括支援チームの構成イメージ＞

災害マネジメント総括支援員 ※ (1名)

災害マネジメント支援員 ※ (1～2名)

連絡調整要員 (1～2名)

※ 都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講 ⇒ 名簿に登録

登録者数	： 災害マネジメント総括支援員	569名
(R6.3末現在)	災害マネジメント支援員	906名

（2）対口支援チームの派遣（マンパワー支援）

- 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
- 都道府県（都道府県は管内市区町村と一体的に支援）又は指定都市を、原則として1対1で被災市区町村に割り当て
- 原則として、総括支援チームとセットで決定

（3）応援職員の派遣実績（令和5年8月末時点）

- 平成30年3月の応急対策職員派遣制度構築以降の派遣実績
 - ・ 総括支援チーム（延べ人数）： 1,398名
 - ・ 対口支援チーム（延べ人数）： 38,357名

(参考) 能登半島地震における公務員部の主な初動対応

○ 主な初動対応の経過について

- 1月1日(月) ・ 発災直後から石川県、ブロック幹事県、消防庁、地方三団体等より情報収集
・ 総務省、地方三団体、指定都市市長会による「応援職員確保調整本部」を設置
・ 石川県等に対して、躊躇なく応援要請するよう連絡
・ 公務員部リエゾンとして2名を石川県庁に派遣することを決定(1月2日に現地入り、情報収集開始)
- 1月2日(火) ・ 地方三団体を通じ、全国の自治体に対して速やかに応援派遣ができるよう必要な準備を要請
・ 総理指示(※1)や得られた情報等から、被災6市町(輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町)への総括支援チームの派遣を決定(1月3日及び1月4日には現地入りし、活動開始)
- 1月3日(水) 石川県内の7市町(輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、加賀市)のマンパワー支援のため、被災自治体からの必要人数の連絡を待たずして、中部ブロック内都道府県・市の各団体から20名程度の派遣を決定(1月3日以降、順次現地入りし、活動開始)
- 1月4日(木) ・ 特に被害の大きい輪島市(1/4~)、珠洲市(1/4~)、能登町(1/10~)に総務省から幹部級職員を派遣以降
・ 総括支援チームや上記の幹部級職員から、被災市町の人的支援ニーズを伺いながら(※2)、石川県・新潟県・富山県内の被災市町からの随時の新規・追加派遣要請に基づき、全国の都道府県(域内市区町村を含む)・指定都市からの派遣を決定(※3)
・ 応援職員の宿泊場所の確保は、1月6日の日本航空学園との調整以降、順次拡大

※1 災害マネジメントができる自治体職員の被災地への派遣についての総理指示

※2 公務員部が被災6市町のGADMや総務省幹部級職員と定期的に情報連携会議を開催するほか、GADMから人的ニーズ等の状況を日々聞き取りするなど、連絡を密にして人的支援のニーズを把握

※3 7月1日(月)までに、石川県内14市町、富山県内3市及び新潟県内1市に対し、63都道府県市から対口支援方式(カウンターパート方式)による支援チームを派遣

能登半島地震における被災市町への応援職員の派遣

総括支援チームの派遣実績

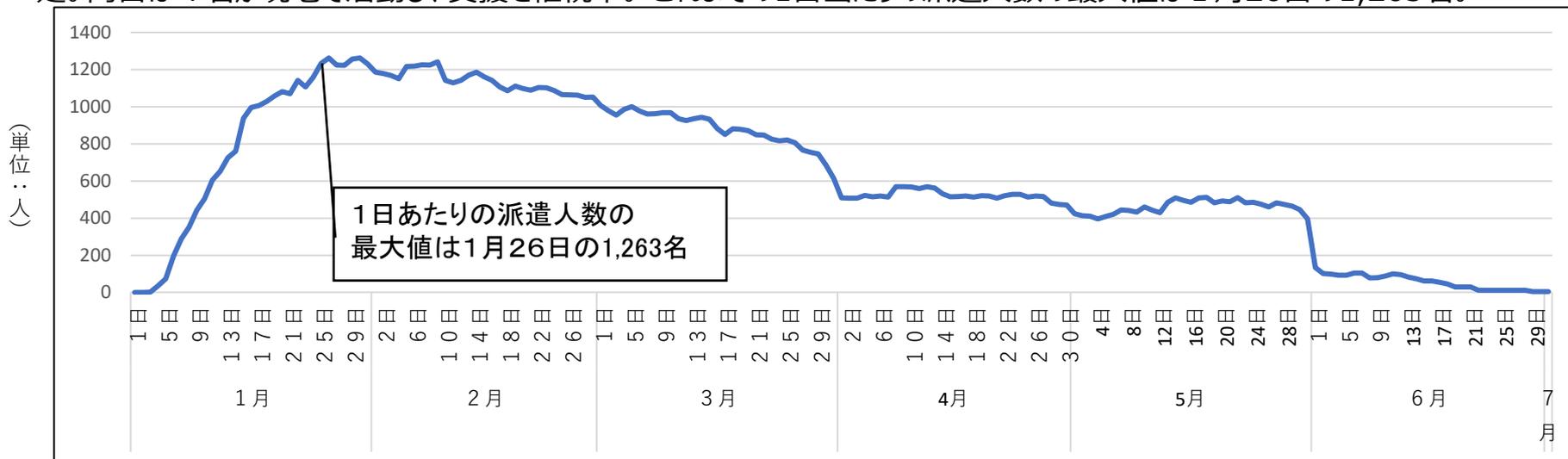
石川県内の被災6市町に対し、総括支援チーム（避難所運営等の支援に向けた応援ニーズの確認、災害マネジメント支援）を派遣。6月21日（金）をもって、6市町全てにおいて総括支援チームの派遣を終了。

被災市町	派遣元団体※	派遣時期
輪島市	三重県	1月4日より活動開始し、5月31日をもって活動を終了。
珠洲市	浜松市	1月3日より活動開始し、4月14日をもって活動を終了。
能登町	滋賀県	1月3日より活動開始し、5月31日をもって活動を終了。
穴水町	静岡県	1月3日より活動開始し、5月6日をもって活動を終了。
七尾市	名古屋市	1月3日より活動開始し、6月21日をもって活動を終了。
志賀町	愛知県	1月3日より活動開始し、6月16日をもって活動を終了。

※都道府県には域内市町村職員を含む。

対口支援方式（カウンターパート方式）による派遣実績

7月1日（月）までに、石川県内14市町、富山県内3市及び新潟県内1市に対し、63都道府県市から対口支援方式（カウンターパート方式）による支援チームの派遣（避難所の運営・罹災証明書の交付等の災害対応業務を担うマンパワーの派遣）を決定。同日は4名が現地で活動し、支援を継続中。これまでの1日当たりの派遣人数の最大値は1月26日の1,263名。



応援団体の活動状況



災害マネジメント支援
(石川県輪島市)



建物被害認定調査
(石川県輪島市)



避難所運営支援
(石川県珠洲市)



物資搬入支援
(石川県七尾市)



避難所運営支援
(石川県志賀町)

【主な活動内容】

- 総括支援チームが被災市町の態勢立て直しと派遣職員チームの調整を実施
- 応援職員が避難所運営等を被災市町の職員に代わって行う
- 大量に発生する罹災証明書の発行業務を支援
- ▶ 各部局間の課題の共有化と役割分担の明確化が図られる
- ▶ 地元の職員は市町として本来行うべき業務に戻る
- ▶ 経験のある職員等を派遣して早期の発行を目指す

【人命救助・医療支援】

- 発災当初から、人命救助に全力を挙げ、これまで、**約1,040名を救助**。
- 医官や看護官等による衛生支援チームが、孤立地域を中心に巡回診療を実施。

【物資輸送・生活支援】

- 政府全体で**プッシュ型支援**に取り組む中、**自衛隊のトラック等により、支援物資を1ヶ所（金沢）に集積した上で、さらに、ヘリや車両により、支援物資を輪島市、珠洲市、能登町、志賀町、七尾市及び穴水町の各集積所等に輸送し、その後、各避難所まで輸送**。
- 避難所の被災者の具体的な要望をきめ細かく**直接聴取し、必要に応じ物資を自衛隊で調達し、配布**。
- 被災者のニーズに基づき、コンビニやスーパーの生活物資を、自衛隊のヘリや車両に搭載し、避難所に輸送。
- 輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市及び志賀町において、給水支援を実施。
- 珠洲市、七尾市、輪島市、富山県氷見市、穴水町及び志賀町において、給食支援を実施。
- 珠洲市、七尾市、輪島市、志賀町、穴水町及び能登町において、入浴支援を実施。
(珠洲市における支援は継続中)
- 避難所等において、音楽隊による慰問演奏会を実施。

【2次避難の支援】

- 能登空港等を使用し、**自衛隊の輸送力による孤立地域等からの被災者の2次避難に係る輸送支援**を実施(1月19日に石川県は孤立地域の実質的な解消を発表)。

【PFI船舶による活動】

- 防衛省がPFI形式で契約している民間船舶2隻を七尾港に派遣し、被災された方々や地方自治体からの派遣職員等の休養施設等として開設。



輪島朝市地域の搜索活動



即応予備自衛官による物資輸送



予備自衛官による巡回診療



能登空港における
空自C-2による2次避難輸送

1 地域保健活動（保健・医療）

- 発災直後は、医療支援チーム(DMATやJMAT等)が被災地の医療ニーズを把握、支援を実施。
- これまで、各地の自治体から派遣されたDHEATが保健所等の指揮調整機能を支援するとともに、保健師等が各市町で作成した住民のリストに基づく、避難所や在宅避難者の健康管理を行った。
(活動実績(累計)):DMAT1,139チーム、DPAT213チーム、JMAT 1,097チーム、災害支援ナース3,040名、JRAT974チーム、DHEAT34自治体(29都道府県・5指定都市)、保健師等延べ15,489人、JDA-DAT1,113チーム
- 被災自治体が自ら保健活動が実施可能な体制を構築できるよう、被災自治体に対する助言等を実施。



DMATによる医療支援（輪島市）



保健師による健康管理（輪島市）

連携

保健・医療・福祉ニーズがある方を把握し、必要な支援につなげる

2 地域の見守り・相談支援（福祉）

- 避難所においては、DWATによる福祉的支援と併せて、避難所を拠点として周辺にお住まいの在宅避難者の方々に対しても生活の困り事等の相談支援等を実施。
(活動実績(累計)):DWAT:約1,600名
(1.5次避難所約600名、七尾市・志賀町・輪島市・穴水町・能登町・珠州市約950名)
- 現在、支援ニーズの高い在宅高齢者・障害者等に対しては、介護支援専門員や相談支援専門員等の福祉の専門チームが、保健師等と連携しながら戸別訪問を行い、状況確認を実施。4月以降は、各市町の地域の支援機関と連携しながら、支援ニーズの高い要配慮者への訪問を継続的に実施。
(活動実績(暫定値)):輪島市15,740件、珠州市11,669件、穴水町1,680件、能登町1,611件、七尾市2,308件



1.5次避難所内に設置したDWATによる「なんでも福祉相談コーナー」

TEC-FORCEによる自治体支援の活動について

- 能登半島地震におけるTEC-FORCEの派遣は、熊本地震の規模を越え、地震災害としては過去最大規模で対応。
- 関係機関と連携した本格的な給水支援、空港運用支援、支援物質輸送や2次避難における輸送支援など、今回新たに実施した活動もあった。

TEC-FORCE（国土交通省緊急災害対策派遣隊）等の活動

情報収集



リエゾンによる珠洲市長への支援ニーズの確認
(石川県珠洲市)



1/1発災初日からリエゾンによる情報収集を実施
(石川県庁) ※写真は1/2



関係機関との情報共有
(石川県能登町)

被災状況調査



防災エキスパートによるTEC-FORCE被災状況調査班
への助言 (石川県中能登町役場)



被災建築物応急危険度判定
(石川県穴水町)



ヘリによる被災状況の把握
(石川県輪島市)

応急対応



昼夜を徹した道路の緊急復旧
(石川県輪島市)

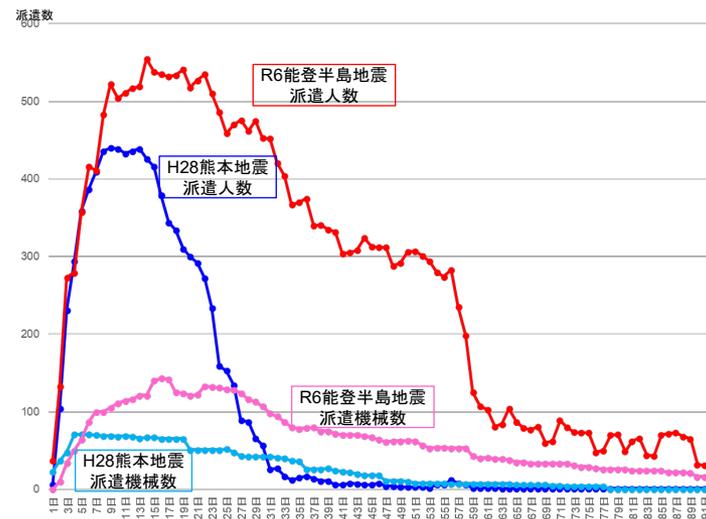


復興まちづくりに対するリエゾン・UR・自治体
による合同調査・打合せ (石川県輪島市)



陸路が遮断された施設への
ドローンによる物資輸送 (石川県能登町)

熊本地震と能登半島地震へのTEC-FORCE(人員及び機械)派遣状況



地震災害としては、のべ派遣人数(25,967人・日)、
日最大派遣人数(555人)とも、過去最大規模で対応



能登空港の滑走路復旧作業
(能登空港)



救援ヘリ等の受入調整や運用時間拡大の
空港運用支援 (能登空港)

TEC-FORCE活動の特徴について

- TEC-FORCEの派遣職員は、平時からインフラの調査・計画・設計業務や現場監督業務等で培った専門技術力を有しているとともに、民間企業・研究機関・住民等の多様な関係者とインフラの管理・運用等に係る調整を実施。
- 発災後には、全国から被災地に派遣職員が集結し、その技術力を活かした対応や、これまでの調整経験を活かした関係者間の調整等を行うことで、応急対応から本格復旧までを見据えた自治体支援を実施。

専門技術力を活かした対応の例

二次災害防止に向けた支援

余震や降雨等に伴う二次災害を防ぐため、被災状況調査を実施し自治体に報告するとともに、今後の二次災害防止に向けた取組への助言を実施。
また、土石流災害による不明者の捜索活動を行う警察・消防部局に対し、二次災害防止の観点で助言を実施。



被災建築物応急危険度判定の実施（石川県珠洲市）



河道閉塞箇所への監視カメラの設置・市役所へのカメラ映像の提供（石川県輪島市）



TEC-FORCE・研究機関による二次災害防止に向けた取組への助言（石川県輪島市）



土石流による捜索活動での二次災害防止のための助言（石川県珠洲市）

被災した港湾・空港の早期利用に向けた支援

港湾では、能登半島地震の発災翌日からTEC-FORCEが現地の港湾施設を点検し、利用可否の判断を実施。船舶による迅速な支援物資輸送に貢献。

港湾の被災状況



七尾港

輪島港

利用可能な岸壁を抽出



被災状況調査

支援船の利用



海上保安庁の巡視船などによる給水支援！

九州地整所有の作業船「海翔丸」による支援物資輸送

設計時の解析結果等を踏まえて、利用可否を分析

空港では、空港運用に係る専門職員を能登空港に派遣し、救援ヘリ等の受入調整や運用時間拡大の空港運用支援を実施。



空港運用支援（能登空港）

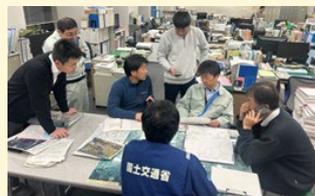


自衛隊等による支援物資受入

調整経験を活かした関係者間調整の例

生活インフラの迅速な復旧のための関係者間の連携

道路の緊急復旧において、被災地域の水道、電力、通信などの生活インフラの復旧ニーズを踏まえ、生活インフラ復旧に必要な重要箇所への進入路を確保するための調整等を行い、生活インフラ復旧の加速化を実現。



宝立浄水場（珠洲市）への進入路の啓開を現対本部で調整



道路の緊急復旧で大型車が通行可能に

各部署一体となった災害応急対策・復興まちづくりの支援

これまでの災害対応の知見に基づき、災害復旧のフェーズにあわせてインフラに関係する様々な関係機関をつなぎ、各部署が一体となって災害の応急対策及びその後の復興まちづくりを支援。



応急仮設住宅の建設スケジュールにあわせて水道復旧の調整（石川県輪島市）



首長等に対し、まちづくり・上下水道の復旧等を担当するTEC-FORCE職員が一体となって助言（石川県珠洲市）

1. 被災した農地、用排水施設等の点検と復旧

○農林水産省等の職員：MAFF-SAT（延べ10,000人以上）が土地改良事業団体連合会等関係団体の協力を得て、被災市町村への技術的支援を実施。

○点検対象となる2,000か所以上の防災重点農業ため池について、県や市町村と連携し点検や応急対策等を実施。加えて、農地や用排水施設等の点検や応急対策等を実施。富山県氷見市においても、MAFF-SAT（延べ1,046人）を派遣し、被災した農業用パイプライン（約142km）の充水試験を行いつつ、漏水箇所の復旧を実施。
※MAFF-SATの人数は7月22日時点

○市町村管理の集落排水施設についても関係団体等の協力を得て、被災状況の把握や応急復旧等を支援。



被災ため池への災害応急用ポンプ車の派遣



被災ため池におけるブルーシートの設置



地質官（農林水産省職員）による現地調査（輪島市稲舟地区）



農業集落排水施設の点検

2. 災害復旧事業の発注支援

○奥能登4市町における災害復旧事業の発注を支援すべく、現地復旧事務所（穴水町）等にMAFF-SATを配置し、農地・農業用施設の被害状況の把握、査定前着工制度や復旧工法等に関する技術的助言等の支援を実施。



MAFF-SATによる市町への技術的支援（輪島市役所）



査定に向けた被災ため池の法面崩落の測量

3. 支援策の伴走支援

○国・県・JAが連携して設置した相談窓口（石川県下6箇所（うち1箇所は、5月以降電話受付のみ）のJA等）にMAFF-SATを配置し、個人の機械・施設の復旧等も含めた伴走支援を実施。



J A 相談窓口対応

**農業者向け現地相談窓口
フリーダイヤルを開設しています。**

北陸農政局、石川県・JAグループによる現地相談窓口フリーダイヤルを開設しています。直轄農地、関係農地に関するご質問やご質問など、お気軽にお問い合わせください。ご希望には、お面によるご相談にも対応いたします（予約制）。

現地相談窓口 設置場所

実施期間	9時～17時（土日・祝日も除くにより対応）
JAのと本店	☎ 0120-338-250
JA内浦町営農経済課	☎ 0120-338-560
JA能登わかば本店	☎ 0120-338-570
JA志賀本店	☎ 0120-338-720
石川県珠洲農林事務所	☎ 0120-338-760
石川県農業会館	☎ 0120-338-633

罹災証明書の交付迅速化に向けた取組（7月8日時点）

- **航空写真の活用**、**エリア一括での「全壊」判定**等により、被害認定調査の簡素化を積極的に推進。
- 被災自治体では、現在までに、1次調査及び2次調査を**概ね終了**。

被害認定調査の簡素化事例

○航空写真、ドローンの活用

ドローン等で撮影した写真により被害区分を判定。

（珠洲市）

- ・航空写真、ドローンで撮影した写真を積極的に活用し、判定を実施。



航空写真
(令和6年1月撮影・国土地理院提供)



ドローンで撮影した写真
(令和6年1月撮影)

（輪島市）

- ・朝市通り周辺地区について、航空写真を活用し、**エリア一括で「全壊」判定**を実施



全焼地区
(輪島市HPより)



輪島市・朝市通り周辺
(令和6年1月撮影・国土地理院提供)

- ・申請受理後、即日で罹災証明書を交付

○「リモート」判定

応援自治体職員がリモートで被害区分を判定。

（輪島市）

- ・応急危険度判定で「危険」と判定された住家（2,200棟程度）について、東京都職員等が写真により、「全壊」判定を実施。



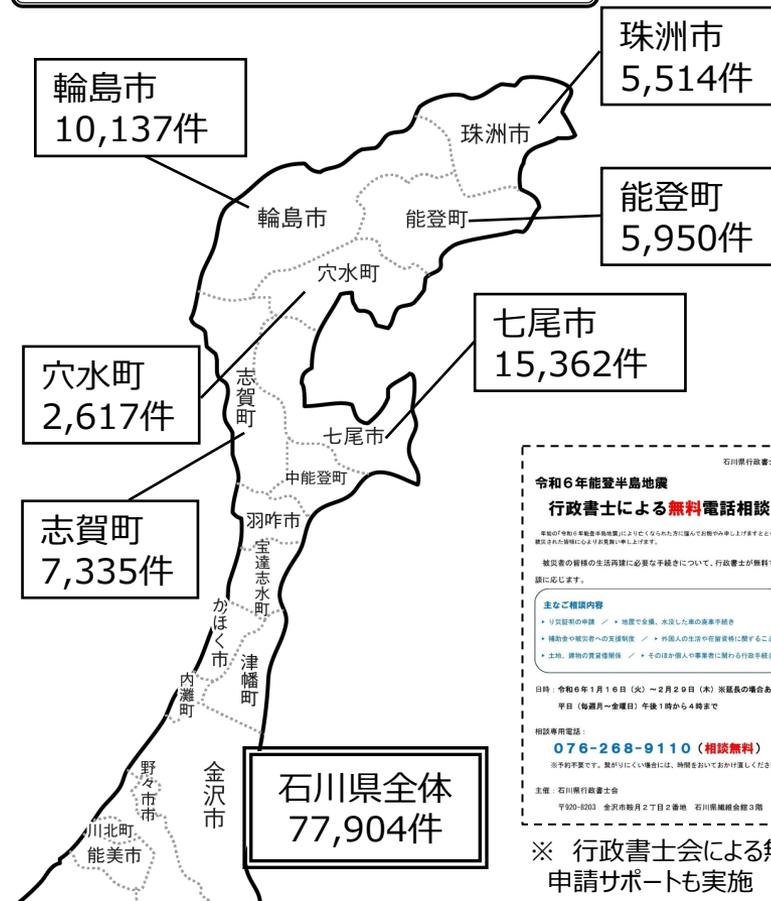
<下材材にひび割れ>
損害割合30%



○調査票の簡略化

5つのイメージ図から損害割合を選択。

罹災証明書の交付件数（住家）



石川県行政書士会

令和6年能登半島地震
行政書士による**無料**電話相談

※令和6年1月16日（水）～2月29日（木）迄延長の機会あり
平日（毎週月～金曜日）午後1時から4時まで

相談専用電話：**076-268-9110（相談無料）**
※予約不要です。繋がりにくい場合には、時間を改めておかけください。

主催：石川県行政書士会
〒920-8203 金沢市鶴月2丁目2番地 石川県連絡会館2階

※ 行政書士会による無料申請サポートも実施

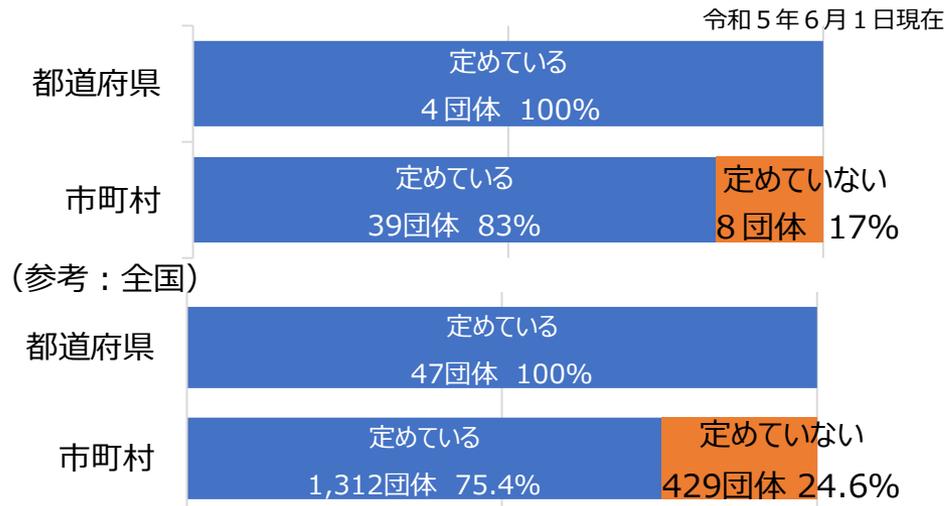
※件数は速報値（令和6年7月8日時点）

自治体の受援体制整備について

- 被災市町村では、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための体制（受援体制）を整備することが重要。（熊本地震の教訓を踏まえ、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」をH29.3策定、令和元年台風等の教訓を踏まえ、「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」をR2.4策定・R3.6改訂）
- 受援体制の整備のための「受援計画」について、令和6年能登半島地震による被災自治体（※）の策定状況は以下のとおり。
 - ・都道府県：4県全てで策定済
 - ・市町村：47市町村中39市町村で策定済（約83%）
- なお、全ての被災自治体において、他の自治体や民間企業と応援協定を締結していた。

※被災自治体：災害救助法が適用された市町村及び当該市町村を管内に有する都道府県

■被災自治体（※）の受援計画の策定状況



■相互応援協定に基づく応援事例

- 福井県越前市→石川県七尾市 令和6年3月8日時点
 - ・職員派遣（延べ362名）
 - ・物資支援（ブルーシート 300枚・飲料水 360ℓ）
- 島根県松江市→石川県珠洲市 令和6年3月4日時点
 - ・職員派遣（延べ15名）
 - ・物資支援（食料品、飲料水、簡易トイレ等）
- 長野県宮田村→石川県穴水町 令和6年2月17日時点
 - ・職員派遣（延べ17名）
 - ・物資支援（水、給水バック、簡易ベット、トイレ、食料等）

（出典）各自治体ウェブサイト

■受援計画の項目別策定状況

令和5年6月1日現在

	被災都道府県	被災市町村	(全国) 都道府県	(全国) 市町村
①庁内全体の受援担当者の選定	100%	83%	100%	72.3%
②受援対象業務の整理	100%	83%	91.5%	58.1%
③各業務の受援担当者の選定	100%	78.7%	85.1%	55.9%
④応援職員等の受入れ環境の確保	100%	61.7%	89.4%	49.7%

（出典）消防庁・内閣府「地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査」

※分母に未策定自治体を含む

対口支援が行われた市町村の受援計画策定状況

■ 対口支援が行われた市町村

石川県：輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、七尾市、志賀町、中能登町、羽咋市、津幡町、かほく市、加賀市、宝達志水市、内灘町、金沢市

新潟県：新潟市

富山県：氷見市、高岡市、射水市

■ 対口支援が行われた市町村の中で受援計画が策定済の市町村 ※令和5年6月1日現在

防災基本計画において、 受援体制の整備に当たり 特に行うべきものとされる事項	輪島市	穴水町	七尾市	志賀町	中能登町	羽咋市	津幡町	宝達志水市	金沢市	新潟市	氷見市	高岡市	射水市
①庁内全体の受援担当者の選定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②受援対象業務の整理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③各業務の受援担当者の選定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
④応援職員等の受入れ環境の確保	○	×	○	×	○	○	×	○	○	×	○	○	○

■ 対口支援が行われた市町村の受援計画の策定状況 ※令和5年6月1日現在

策定の有無	72.2%
①庁内全体の受援担当者の選定	72.2%
②受援対象業務の整理	72.2%
③各業務の受援担当者の選定	72.2%
④応援職員等の受入れ環境の確保	50%